

「事業復活支援金」「感染防止協力金」  
申請サポート相談会

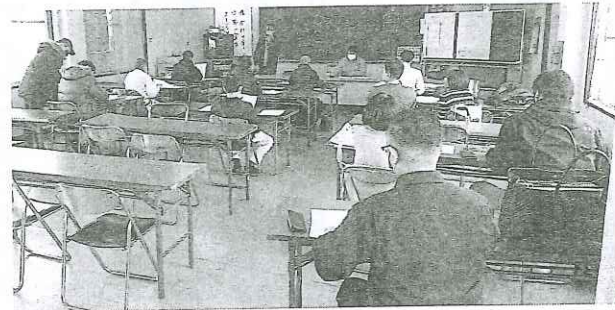
支部	日時	会場
駅前	3月 8日 (火) PM2:00~	嵯峨
全体	3月13日 (日) PM1:00~ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">社</span>	民商会館
全体	3月17日 (木) PM1:30~	民商会館

※参加の場合は必ず事前にご連絡下さい。

新型コロナウイルス感染症対策のために、参加者が増える場合に日程の変更をお願いする場合があります。ご不明な点は事務所までお問い合わせください。

「感染症対策制度相談会」 制度を活用し現在の苦境を乗り越ろう

「慣れないオンライン申請相談できて助かった」  
2月19日、感染症対策制度相談会が民商会館を会場に開催され、23名が参加しました。野上会長のあいさつで開会されると高橋事務局長が「事業復活支援金」と「時短協力金」について説明。初めて申請する方、前回の申請を再開する方、時短協力金の申請の方と別れて申請を進めました。  
参加した半数近くは野上会長による事前確認まで終える事ができ、「不足している資料を揃えて次の相談会で申請したい」という人や、「一回で申請が終わってよかった」という人も。慣れないオンライン申請に参加者からは「とても一人ではできない。相談できる場所があるので助かる」などの声が聞かれました。



新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市沼垂西3丁目  
電話 (243) 0141  
22年2月28日

日程

- ・第1回理事会 3月 1日 (火)
- ・重税反対統一行動 3月11日 (金)
- (今年も集会は短時間となります)

地域・業種に関係なく申請できる  
事業復活支援金を活用しよう!

対象者 新型コロナの影響で、売上が3

0%~50%以上減少した事業者

給付額 上限額は下記の表の通り

対象・基準月 2021年11月~202

2年3月のいずれか1か月(対象月)を2

018~2021の同月(基準月)と比較。

下記の表のとおり減少率によって上限

額が変わる。※個人の白色申告は年間売上

の平均が基準。

主な必要書類 ①確定申告書 ②対象月の

売上台帳 ③履歴事項全部証明書(法人)、

本人確認書類(個人) ④通帳 ⑤宣誓・同

意書 ⑥基準月の売上に関わる1取引分の

請求書・領収書 ⑦基準月の売上が確認で

きる通帳 ⑧基準月の売上台帳 ※事業に

通帳を使用しない場合は理由書を提出。一時・月次支援

金受給者は⑥⑦⑧を省略。①~⑧以外にも追加書類を求

められる場合があります。

申請の流れ アカウソクの登録 ↓書類準備 ↓事前確認

登録機関に確認 ↓申請 ↓審査 ↓振込 ※一時・月次支

援金の受給者は事前確認省略

相談会で支援金支給の可代支部

2月3日の相談会に参加したAさん(飲食業・万代支部)。昨年末は何とか売り上げも持ち直し乗り越えましたが、1月から再び感染症禍の影響を受け、売り上げが急激に減少。生活や営業が大変なため直ぐに相談会へ参加し、支援金給付の申請を行いました。以前、一時支援金や月次支援金を申請していたために事業復活支援金もスムーズに申請を行えました。14日に事務所を訪れホームページで確認すると振込手続き中となっていました。今回は県の時短支援金の申請に挑戦します!



## 自主記帳でスムーズな申告作成会 併せて支援金相談も「亀田支部」

亀田支部は18日、飲食業会員の確定申告作成会を開催し5名が参加しました。例年は亀田市民会館を会場に開催してきましたが「まん防」で利用不可。そこでスナックC&Kを営む玉木さんにお願ひし、初めて玉木さんのお店で作成会を開催しました。

申告作成会はお互いの厳しい状況などを交流しながら進行。記帳会に参加している会員やベテランの会員も多く、自主記帳がすすんでいるためにスムーズに申告書の作成は終了しました。



その後は事業復活支援金や感染防止協力金の相談会に早変わり。民商会館で開催されている相談会に参加した会員も多く、不備メールについての相談や申請書の書き方などを話し合いながら作成しました。

玉木さんは「うちの店で良ければいつでも使って！」と話し、飲食店班の通年での班会が展望できる作成会となりました。



## 対策制度の申請に期待の声も 確定申告作成班会「石山支部」

石山支部は18日、確定申告作成班会が伊藤鮮魚さんで開催され6名が参加しました。

作成会には新入会員のAさん（運転代行業）も参加。Aさんは「まん延防止措置の時短営業の影響で飲食店が休業しているため収入がかなり減少している。仕事の電話があっても一日数千円にしかない。ガソリン代が上がっている中で、この売上では赤字」と時短営業による影響の大きさを話しました。Aさんは事業復活支援金の話聞き、来月の相談会で申請を試みます。

また、住民税非課税世帯が対象の特別給付金も話題となり、令和3年分の申告をする事により住民税が非課税となる世帯が対象の「家計急変世帯」特別給付金についても対象になる人は申請を進めました。確定申告については手慣れた人ばかりで控除計算や税額も自分で算出して完成させていました。

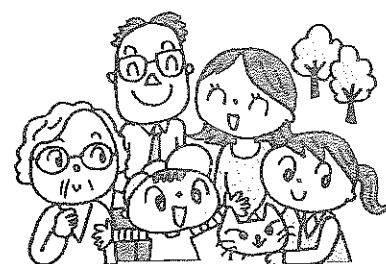


## 借入で様々な困難から光が見える 「大江山支部・Aさん」

大江山支部のAさんは資源回収業を営んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響で対面での取引が出来なくなり、売上が激減してしまいました。奥さんも別の商売を営んでいます。同じく感染症禍で苦しめられ、同居している娘さんは病気で就労不可能になるなどの困難に直面していました。

12月中旬、家賃などの支払いに窮したAさんは民商事務所に相談。すぐに社会福祉協議会の緊急小口資金を申込み、年内に20万円を借り入れることが出来ました。1月中旬には総合支援資金も申請。様々な書類も事務局などと相談しながら進め、2月初旬に満額の20万円×3ヶ月分を借りることも出来ました。

Aさんは「借入が出来て何とか今後の生活に目処をつけることができた。民商に入っていなかったら制度すら知らなかったと思う。民商に入っていて本当に良かった」と話しています。



## 労働保険事務組合からのお知らせ

### 中小事業主等または一人親方の 労災保険に「特別加入」している皆さん

もうすぐ労働保険の「年度更新」の時期を迎えます。  
来年度の(令和4年度)の「給付基礎日額」の変更を希望する方や、  
「特別加入」からの脱退を希望する方は、事務所まで連絡ください。

近日中にお知らせを郵送でお届けします。  
※一人親方の労災については口座引き落としではなく  
銀行振り込みとなりますのでよろしくお願ひします。